

市民プラザの使用料支払い期限、使用料の還付に関する規則の改正について

市民プラザでは、平成 31 年 4 月 1 日より使用料の支払い期限や使用料の還付に関する規則を以下のとおり改正します。

○使用料の徴収について

多目的ホール・市民ギャラリー	使用承認通知日から起算して 14 日以内
市民練習室・市民サロン	使用承認通知日から起算して 7 日以内

○使用料の還付について

多目的ホール・市民ギャラリー	使用日の 90 日前までに使用の取消しを申し出たとき	既納の使用料の 5 割に相当する額
市民練習室・市民サロン	使用日の 30 日前までに使用の取消しを申し出たとき	

※平成 31 年 4 月 1 日以降の《使用承認申請分について》適用となります。